



条件や予算枠があります。また、原則設置・購入・実施前の申し込みが必要ですので、必ず事前に説明を受けてください。詳しくは、各担当課にお問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

※指定のないものは4月から受け付け

耐震

木造住宅無料耐震診断 **個法**

対 現在居住していて、昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法、伝統構法の住宅

木造住宅耐震改修費補助 **個法**

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅

額 耐震改修工事費に80%を乗じて得た額（上限100万円）

木造住宅段階的耐震改修費補助 **個法**

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅

額 耐震改修工事費に80%を乗じて得た額（上限：1段目…60万円、2段目…40万円）

木造住宅除却費補助 **個法**

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅

額 解体、運搬、処分費に23%を乗じて得た額（上限20万円）

耐震シェルター整備費補助 **個法**

対 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅

額 耐震シェルター（耐震ベッド含む）の購入、運搬、整備費などの2分の1（上限20万円）

非木造住宅耐震診断・耐震改修費補助 **個法**

対 昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅（一戸建て、長屋、共同住宅、併用住宅）

額 種別により異なるため、詳しくは問い合わせてください。

ブロック塀等撤去費補助 **個法**

対 道路や公園などに面する、高さ1m以上のコンクリートブロックなどの塀や門柱を全て取り壊す工事 ※道路などと敷地地盤面の高さが異なる場合は、道路などからの高さが1m以上で、敷地地盤面からの高さが60cmを超えるもののみ

額 撤去に要する費用と、撤去するブロック塀などの長さ1mあたりに1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1（上限10万円）※事前調査が必要となります。詳しくは問い合わせてください。

コミュニティ集会施設耐震診断費補助 **町**

対 昭和56年5月31日以前に着工され、広く地域住民が使用可能な施設（ただし、耐震改修工事を行っていないこと）

額 耐震診断に要する費用の2分の1（上限：木造…5万円、木造以外…120万円）

申 いずれも所定の用紙〈建築指導課、市ホームページ（ID：1008903）、市の主な公共施設などに用意）に記入して、直接（木造住宅無料耐震診断のみ郵送可）、建築指導課（☎85-6328）へ

防 災

■ 備蓄食料の購入費などの補助 町

- 対** 独自の地域防災マニュアルを作成し、これに基づいた防災体制などが整備され、防災訓練を計画・実施している、区・町内会・自治会および自主防災組織などの①地域防災マニュアルに基づく物品の購入に要する経費として、備蓄食料や保存水(3年以上保存可能なもの)、毛布、簡易トイレ、簡易ベッド、簡易エアーマット、寝袋、ボディタオル、歯磨きシート、液体歯磨き、カイロ、カセットコンロ、ランタン、給水用ポリ容器、マスク、アルコール消毒液、体温計、使い捨てグローブ、フェイスシールド、可搬式発電機の購入費②地域防災マニュアルの印刷に要する経費として、用紙、印刷請負に要した費用
- 額** 費用の2分の1(100円未満切り捨て)〈上限5万円〉 ※1団体につき、3年度内1回限り
- 申** 11月30日(木)までに、市民安全課(☎85-6072)へ

交 通 安 全

■ ① 自転車用ヘルメット購入費補助 個

- 対** 次の①～③全てを満たすもの①市内在住で令和5年度中に7～18歳に達する児童生徒など(平成17年4月2日～平成29年4月1日に生まれた人)か、市内在住で令和5年度中に65歳以上に達する高齢者(昭和34年4月1日までに生まれた人)が使用するもの②主な安全基準を満たした新品で、市内の販売店で購入したもの③令和5年3月1日以降に購入したもの
- 額** 購入費の2分の1(10円未満切り捨て)〈上限2000円〉 ※1人1回限り(過去にヘルメットの補助金を受けた人も対象外)

■ ② 急発進抑制装置設置費補助 個

- 対** 市内在住で、令和5年度中に65歳以上に達する高齢者(昭和34年4月1日までに生まれた人)で、使用する自動車に急発進抑制装置を後付けで設置する人
- 額** 購入費や設置費の5分の4(1000円未満切り捨て)〈上限:障害物を検知するセンサー付き…3万2000円、センサーなし…1万6000円〉

- 申** ①は令和6年2月29日(木)、②は令和6年1月31日(水)までに、市民安全課(☎85-6053)へ
※②は登録店舗でも可

■ アイコン説明 ■

- 個 : 個人向け 法 : 法人向け
団 : 団体向け 町 : 町内会等向け

- 対 対象 額 補助額 申 申し込み 問 問い合わせ

市ホームページでは、
この他にも補助金に関する情報を
掲載しています。



防 犯

■ ① 防犯カメラ設置費補助 町

- 対** 区・町内会・自治会が設置する防犯カメラの費用(本体、設置工事、調整、看板、申請書の添付書類の資料作成) ※維持や管理に要する費用、地代および占用料、操作指導料、ダミーカメラは不可
- 額** 設置費の2分の1(1000円未満切り捨て)〈上限50万円(交付を受けた年度以降3年度以内)〉
※1団体につき、年度内1回限り

■ ② 地域防犯組織支援事業補助 町

- 対** 区・町内会・自治会および地域内のボランティア団体、PTA、老人クラブ、その他の団体(定期的に防犯パトロールを実施すること)が防犯パトロール用品(ジャンパー、帽子など)を購入する費用
- 額** 世帯数に応じ、上限5～25万円 ※1団体1回限り

■ ③ 通話録音装置配付 個

- 電話による振り込め詐欺防止のため、呼び出し音が鳴る前に、発信者に対して通話内容を録音することを知らせる機能と自動通話録音機能を備えた装置を有償で配付します。
- 対** 市内在住で満65歳以上の人がいる世帯
- 額** 2000円 ※1世帯1回限り

- 申** ①②は11月30日(木)、③は令和6年2月29日(木)までに、市民安全課(☎85-6064)へ

高齢者

行方不明の恐れのある高齢者のGPS 端末導入費補助 **個**

対 認知症などにより行方不明の恐れのある高齢者
またはその高齢者を介護している家族

額 高齢者1人当たり1万円(上限)

住民主体サービス補助 **団**

対 高齢者サロンや訪問による生活援助を実施する
団体

認知症カフェ開設補助 **個 団**

対 認知症の人やその家族、地域住民が気軽に集う
認知症カフェを開設する個人か団体

額 1か所当たり5万円(上限)

申 いずれも地域福祉課(☎85-6187)へ

健康

若年がん患者在宅療養費の助成 **個**

対 40歳未満の末期がん患者(医師が一般に認められて
いる医学的知見に基づき回復の見込みがない
状態に至ったと判断した人)の訪問介護などの在宅
サービス利用料、福祉用具の貸与や購入費

額 在宅療養費の9割(上限(月額)5万4000円)

がん患者ウィッグ・乳房補整具 購入費の助成 **個**

対 がん患者の①ウィッグ・医療用帽子②乳房補整
具の購入費

額 購入費の2分の1(上限①②各2万円)※1人に
つき①②各1回限り(過去に助成を受けた人は対
象外)。申請期限は購入後1年以内

禁煙外来治療費の助成 **個**

対 禁煙外来に係る医療保険適用の治療費(薬剤
費を含む)

額 自己負担額の2分の1(上限1万円)※治療開始前
に届け出が必要。助成期間は令和7年3月末まで

骨髄提供者(ドナー)などへの助成 **個 団**

対 日本骨髄バンクを介して骨髄や末梢血幹細胞の
提供を行ったドナーやドナーが勤務する事業所

額 ドナー…1日2万円、事業所…1日1万円(いずれ
も上限7日)

申 いずれも健康増進課(☎85-6164)へ

子ども

子ども・子育て支援団体への補助 **団**

対 市内において、主に市内在住の児童またはその
保護者を支援する次の活動を行う団体

○親子の交流する場の提供○子育てなどに関する
相談、子育て情報の提供○託児○食事と居場所
の提供○不登校や引きこもりなどに関する相談、
居場所の提供

額 今年度新たに設立する団体…10万円(上限)、
その他…3万円(上限)

申 今年度新たに設立する団体は活動開始日から3か
月以内(令和6年3月31日まで)、その他の団体
は6月30日(金)までに、子育て推進課(☎85-
6206)へ

子ども会活動への補助 **団**

対 「地域子ども会育成基準」を満たす子ども会
主な要件：幼児から中学生までの世帯が異なる複数
の会員がおり、レクリエーションなどの集団活動
をすること

申 5月31日(水)〈必着〉までに、所定の用紙〈子
育て推進課、市ホームページ(ID:1011685)に
用意)に記入して、直接、子育て推進課(☎85-
6151)へ

障がい

障がい者の居場所・交流の場づくり事業助成 **団**

対 市内の障がい者が、気軽に集まり交流できる場
を継続的に提供する団体

額 1団体当たり(年額)10万円(上限)

申 5月31日(水)までに、障がい福祉課(☎85-6186)へ

動物

飼い主のいない猫の去勢避妊費補助 **個**

対 市内に生息する飼い主のいない猫を保護して、
手術を受けさせることができる市内在住の人

額 オス(去勢1頭)6500円、メス(避妊1頭)1万1500円

申 環境保全課(☎85-6279)へ

産業

観光によるにぎわい創出事業補助金

対 旅行商品の造成や土産品の開発、誘客イベント
の開催、観光人材の育成などの事業

額 審査により決定(上限40万円)※一定の要件あ
り。詳しくは問い合わせてください。

問 経済振興課 ☎85-6244

環境・ごみ

地球温暖化対策機器設置費補助 **個**

対 市内の住宅（店舗などの併用住宅を含む）に、次の地球温暖化対策機器を設置する人か、対象システム付き住宅を購入する人

額 ①燃料電池システム…1台当たり5万円②家庭用エネルギー管理システム…1台当たり1万円③定置用リチウムイオン蓄電システム…1台当たり6万円④窓断熱改修…補助対象経費の4分の1（新築と増改築に合わせて行うものは対象外）〈上限6万円〉⑤電気自動車等充電設備…1台当たり5万円⑥太陽光発電システム…1kW当たり2万円（②③、②④、②⑤を同一年度内に設置する場合に限る。全量買い取りは対象外）〈上限4kW〉

申 対象機器設置前に、環境政策課（☎85-6216）へ

合併処理浄化槽の設置費補助 **個**

対 公共下水道事業計画区域外の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する人

額 下表のとおり（全て上限）

	新設	単独・くみ取りからの転換	
		重点区域	その他の区域
5人槽	8万円	56万円	43万円
7人槽	11万円	79万円	62万円
10人槽	14万円	101万円	81万円

※ 単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換時は、撤去費（上限12万円）・配管費（上限10万円）を加算

※ 下市場町など、新たに公共下水道事業計画区域となる地域で行う工事は、転換についても全て新設の金額となります。詳しくは、問い合わせてください。

申 環境保全課（☎85-6217）へ

生ごみ処理機購入費補助 **個**

対 県内の販売店で家庭用生ごみ処理機を購入した市内在住の人（1世帯につき1台）※生ごみ堆肥化容器（コンポスト）、密閉バケツなども対象。脱水機、ディスポーザーは対象外

額 購入費の2分の1（100円未満切り捨て）〈上限2万円〉 ※配達代金、付属品（基材など）は対象外

申 ごみ減量推進課（☎85-6222）へ

都市緑化推進事業補助金 **個法**

対 市内の住宅や事業所で行われる緑化工事で、令和5年度中に着工し、令和6年3月8日（金）までに完了報告ができるもの

申 12月28日（木）までに、公園緑地課（☎85-6281）へ

緑の奨励金 **団**

対 会員が5人以上で、営利を目的としない団体が実施する苗木や花苗などの植栽活動

額 経費の2分の1（上限10万円）

申 公園緑地課（☎85-6281）へ

ごみボックス等購入費補助 **町**

対 区・町内会などがごみステーションに設置するごみボックスや巾着状ネット、これらの設置のための整備用品の購入費、作製する場合の材料費（ただし、整備用品のみは不可）

額 購入費の2分の1（100円未満切り捨て）〈上限：1基当たり1万円〉 ※原則1か所につき2基まで。清掃事業所との事前協議が必要

申 清掃事業所（☎84-3211）へ



空き家

老朽空き家解体費補助金 **個**

対 建築後22年以上の木造か、47年以上の非木造の空き家を解体する人（空き家の所有者か、空き家が建っている土地の所有者に限る）

額 解体費の3分の2（上限20万円）

空き家残置物処分補助金 **個**

対 空き家バンクに掲載中の空き家か、空き家所有者の同意の上、市が協定団体に情報提供した空き家を売買するために残置物を処分する人

額 残置物処分費の2分の1（上限10万円）

空き家地域貢献活用事業補助金 **法団**

対 空き家を利活用して地域貢献につながる事業を実施する法人および任意団体

額 改修費（上限100万円）

インスペクション（建物診断）補助金 **個**

対 空き家をインスペクション※する人

額 インスペクション費の2分の1（上限5万円）

※住宅に精通した専門家が、第三者的な立場から、住宅の劣化状況や不具合の診断をすること。売却前や購入前に行うことにより、安心して中古住宅を売買することができる。

空き家付き土地の購入等に対する補助金 **個**

対 空き家付きの土地を購入し、そこに居住するか、自身の所有する空き家を解体し、新築後、そこに居住する人（居住誘導区域内の空き家に限る）

額 購入費、建築費などの10分の1（子育て世帯、市外からの転入世帯、リフォームをする世帯は、一定条件のもと別途上乘せ補助あり）〈上限50万円〉

申 いずれも住宅政策課（☎85-6572）へ